

令和7年度砂利採取業務主任者試験実施要領

砂利採取法第15条第1項の規定により、令和7年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

石 川 県

1 試験日時

令和7年11月14日（金）午前10時開始

2 試験時間

2時間

3 試験会場

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎5階 511会議室

4 受験資格

特に制限はありません。

5 出題形式

筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項です。

(1) 法令問題10問

(2) 技術問題15問（必須問題7問及び8問のうち3問の受験者選択問題）

6 出願に関する書類

(1) 受験願書

(2) 写真票・受験票

正面上半身脱帽で願書提出前6ヶ月以内に撮影した写真を貼付してください。

サイズは、縦60ミリメートル×横40ミリメートルとします。

写真の裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。

(3) 使用料（手数料）納入票

なお、受験願書は、河川課ホームページに掲載するほか、河川課並びに出先機関（各土木総合事務所及び各土木事務所の維持管理担当課）で配布します。

7 出願に関する書類の提出期間及び提出先

(1) 出願に関する書類は、令和7年10月1日（水）から10月31日（金）までの間に出先機関（各土木総合事務所及び各土木事務所の維持管理担当課）へ直接持参してご提出ください。
受付時間は、午前9時から午後5時までとします。ただし、土・日曜日及び祝日を除きます。

(2) 郵送の場合は、10月31日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。郵送の場合には書留とし、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書 在中」と朱書し、返送先の住所・氏名を記載した写真票・受験票返送用の封筒（角形2号）に620円分の切手を貼って同封してください。

(3) 受験願書は（1）に示す期間内に出先機関（各土木総合事務所及び各土木事務所の維持管理担当課）にメールによる提出も可能です。

受験願書をメールにより提出した際は、提出先に別途、（1）または（2）に示す方法で写真票・受験票及び使用料（手数料）納入票をご提出ください。

8 受験手数料の納入方法

石川県収入証紙 8,100円分を使用料（手数料）納入票に貼って、受験願書及び写真票・受験票に添えて出先機関（各土木総合事務所及び各土木事務所の維持管理担当課）にご提出ください。

9 合格の発表

令和7年12月2日(火)午前9時に、河川課ホームページに合格者の受験番号を発表します。
発表後、合格者に対しては、合格通知及び合格証を発送します。

10 受験当日の注意事項

- (1) 試験会場の開場及び受験者の受付は、午前9時30分から開始しますので、午前9時50分までに受験番号の席にご着席ください。
- (2) 受験票、筆記用具を持参してください。筆記用具の貸し出し等は一切行いません。
- (3) 試験会場では、監督者の指示に従ってください。指示に従わない場合は、受験を中止させることがあります。

11 問い合わせ先

石川県土木部河川課水政グループ

電話 076(225)1736

※対応時間：土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで